

第8期中間決算公告

平成20年12月15日

東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
株式会社 セブン銀行
代表取締役社長 安齋 隆

中間貸借対照表（平成20年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	283,243	預 金	219,411
コ ー ル ロ ー ン	73,900	譲 渡 性 預 金	57,850
有 価 証 券	88,856	借 用 金	65,000
前 払 年 金 費 用	115	社 債	75,000
未 収 収 益	7,434	A T M 仮 受 金	22,157
A T M 仮 払 金	55,179	そ の 他 負 債	12,155
そ の 他 資 産	1,048	未 払 法 人 税 等	6,098
有 形 固 定 資 産	19,400	そ の 他 の 負 債	6,057
無 形 固 定 資 産	14,574	賞 与 引 当 金	255
繰 延 税 金 資 産	1,379	リ ー ス 解 約 損 失 引 当 金	243
貸 倒 引 当 金	△67	負 債 の 部 合 計	452,074
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	30,500
		資 本 剰 余 金	31,739
		資 本 準 備 金	30,500
		そ の 他 資 本 剰 余 金	1,239
		利 益 剰 余 金	30,691
		そ の 他 利 益 剰 余 金	30,691
		繰 越 利 益 剰 余 金	30,691
		株 主 資 本 合 計	92,930
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	11
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	11
		新 株 予 約 権	48
		純 資 産 の 部 合 計	92,990
資 産 の 部 合 計	545,065	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	545,065

中間損益計算書

平成20年4月1日から

平成20年9月30日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	45,234
資 金 運 用 収 益	469
（うち有価証券利息配当金）	(319)
役 務 取 引 等 収 益	44,656
（うちA T M受入手数料）	(43,045)
そ の 他 業 務 収 益	19
そ の 他 経 常 収 益	89
経 常 費 用	29,951
資 金 調 達 費 用	1,426
（うち預金利息）	(274)
役 務 取 引 等 費 用	4,576
（うちA T M設置支払手数料）	(4,229)
（うちA T M支払手数料）	(180)
そ の 他 業 務 費 用	80
営 業 経 費	23,823
そ の 他 経 常 費 用	44
経 常 利 益	15,282
特 別 損 失	11
税 引 前 中 間 純 利 益	15,271
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	6,238
法 人 税 等 調 整 額	△27
中 間 純 利 益	9,059

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物　　6年～18年

A T M　　5年

その他　　2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、予想損失率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に営業関連部署から独立したリスク統括室が資産査定を実施し、その査定結果に基づいて貸倒引当金の算定を行っております。

なお、当該部署から独立した監査部が査定結果の監査を行うこととしております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当中間期については、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金
(追加情報)

取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止することとし、平成20年6月18日開催の定時株主総会において、退職慰労金の打ち切り支給議案が承認可決されました。これにより「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給額の未払分282百万円については、「その他負債」に含めて表示しております。

(5) リース解約損失引当金

第2世代ATMへの入替えのため、従来のATMをリース契約期間終了前に解約することにより将来発生する損失に備えて、第2世代ATM入替計画等に基づいて合理的に見積もった額を「リース解約損失引当金」として計上しております。

5. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

7. ヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

一部の負債に金利スワップの特例処理を適用しております。変動金利の相場変動を相殺するヘッジについて、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

9. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準及び適用指針を適用しております。

当中間会計期間においては、所有権移転外ファイナンス・リース取引を新たに行っておりませんので、中間財務諸表に与える影響はありません。

表示方法の変更

(中間貸借対照表関係)

「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第44号平成20年7月11日）により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から「その他負債」中の「未払法人税等」及び「その他の負債」を内訳表示しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 為替決済、日本銀行当座貸越取引の取引の担保として、有価証券86,562百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は596百万円であります。
2. 有形固定資産の減価償却累計額14,233百万円
3. 1株当たりの純資産額76,181円89銭

(中間損益計算書関係)

1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。
有形固定資産 4,771百万円
無形固定資産 2,352百万円
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額0百万円を含んでおります。
3. 1株当たり中間純利益金額7,425円82銭
4. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額7,425円49銭

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)
該当事項はありません。
2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)
該当事項はありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
債券	86,542	86,562	19
国債	86,542	86,562	19
合計	86,542	86,562	19

注 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券 非上場株式	2,294

(金銭の信託関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション関係)

1. スtock・オプションにかかる当中間会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 48百万円

2. 当中間会計期間に付与したストック・オプションの内容

	第1回-①新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第1回-②新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役5名	当社執行役員3名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	普通株式 184株	普通株式 21株
付与日	平成20年8月12日	同左
権利確定条件	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の執行役員の地位を喪失した日(新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日)の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左
権利行使期間	30年間(自平成20年8月13日 至 平成50年8月12日)	同左
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円
付与日における公正な評価単価(注2)	新株予約権1個当たり 236,480円	新株予約権1個当たり 236,480円

注1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権1個当たりの目的である株式の株は、当社普通株式1株であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

減価償却費損金算入限度超過額	559百万円
未払事業税	479
役員退職慰労金損金算入限度超過額	115
賞与引当金損金算入限度超過額	104
リース解約損失引当金算入限度超過額	99
貸倒引当金損金算入限度超過額	27
その他	50

繰延税金資産合計 1,434

繰延税金負債

前払費用	△47
その他	△7

繰延税金負債合計 △55

繰延税金資産の純額 1,379百万円

(単体自己資本比率(国内基準))

銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は40.99%であります。